

(裏 面)

注意事項

1 申請時に必要な書類

袖ヶ浦市木造住宅耐震診断申請書（本申請書）

木造住宅の図面

木造住宅の壁や開口部の位置、寸法等がわかるもので、次のようなもの。

- ① 木造住宅に係る建築確認を受けた際に確認済証に添付された図面
- ② 木造住宅の設計者や工事施工者が作成した図面で、筋かいの位置や大きさが明記されているもの

木造住宅の診断結果表等

市の木造住宅無料耐震相談会で交付された診断結果表など、木造住宅の耐震改修の必要性が明記されている書類

2 自己負担額

5, 0 0 0円が利用者の自己負担となります。支払方法は決定通知書を参照してください。

3 耐震診断の内容

耐震診断は、袖ヶ浦市耐震改修促進協議会の耐震診断士が、木造住宅の地盤、基礎、壁の配置、筋かい等を実地に調査し、そのデータを基に電算処理することにより木造住宅の耐震性を詳細に検証するものです。

調査は、耐震診断士が目視により確認できる範囲で行います。耐震診断の正確性を期すため、構造材の老朽具合や筋かいを確認する際に、可能な範囲で床下や天井裏などを調査する場合があります。

なお、図面がないこと等により、必要最小限の範囲において木造住宅の一部を破壊して内部を調査しなければ正確な診断結果を得ることができない場合があります。この破壊調査を行わない場合でも耐震診断を行うことができますが、正確な診断結果を得ることはできません。破壊調査と補修に要する費用は利用者の自己負担となりますので、破壊調査の実施の要否については、袖ヶ浦市木造住宅耐震診断実施決定通知書が送付された後、袖ヶ浦市耐震改修促進協議会と十分協議するようお願いいたします。

4 耐震診断を受けることができない場合

次のいずれかに該当する場合には、耐震診断を受けることができません。

- ・ 木造住宅が市外に在る場合
- ・ 木造住宅が一戸建てでない場合
- ・ 木造住宅の階数が3階以上である場合
- ・ 木造住宅の非居住部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- ・ 木造住宅が在来の軸組工法以外の方法により建築されたものである場合
- ・ 木造住宅が袖ヶ浦市民以外の者が所有する場合
- ・ 木造住宅が袖ヶ浦市民以外の者が居住する場合

5 耐震診断の実施の可否の通知

耐震診断実施「可」の場合は袖ヶ浦市木造住宅耐震診断実施決定通知書が、耐震診断実施「不可」の場合は袖ヶ浦市木造住宅耐震診断申請却下通知書が送付されます。